

告示

埼玉県選管告示第四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、戸田市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成三十年十二月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

| 施設の名称 | 所在地 | 管理者 | 収容人員 |
|--------------------|-------------------|------|--------|
| 戸田市笹目コミュニケーションセンター | 埼玉県戸田市笹目三丁目十二番地の一 | 戸田市長 | 二百五十二人 |
| 戸田市立東部福祉センター | 埼玉県戸田市下前一丁目二番二十号 | 戸田市長 | 五十人 |